

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年10月1日時点

担当課（ 建築住宅課 ）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市手数料条例の一部を改正	市が考える 市民等への影響	メリット ・受益者負担の観点から手数料を公平に徴収することができる。 ・改正法に基づいた認定の申請が行える。 デメリット 特になし
正式名称	流山市手数料条例の一部を改正		
概要	長期優良住宅法の一部改正により、建築行為を伴わない、良質な既存住宅に対して認定する制度が創設されたことから、認定申請にかかる手数料の追加を行うもの。 建築基準法の改正により、条項ずれが生じたことから、手数料条例の引用条文の整理を行うもの		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	長期優良住宅法に関する手数料の改正については、国土交通省や千葉県資料に参考となる審査の所要時間が示されており、この審査の所要時間をもとに手数料の設定を行っているため、(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うものに該当すると判断した。 建築基準法に関する手数料の改正については、法改正に伴う引用条文の整理にとどまるため、(1)の経緯なものに該当すると判断した。
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施				

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

令和 年度		令和 年度											令和 年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由